

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月22日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第15号

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和50年墨田区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の表技能習得資金の項中「65,000円」を「68,000円」に改め、同表修学資金の項13中「45,000円」を「46,500円」に改め、同表就学支度資金の項中「100,000円」を「160,000円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の表の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。